

厚生労働省岩手労働局発表
令和4年11月29日(火)

【照会先】
岩手労働局職業安定部訓練室
室長 川村 浩悦
職業紹介係 菅野 隼人
電話 019-604-3004

報道機関各位

「第1回岩手県地域職業能力開発促進協議会」を開催しました

～令和5年度岩手県地域職業訓練実施計画策定方針について承認～

岩手労働局及び岩手県は、令和4年11月2日に第1回岩手県地域職業能力開発促進協議会を開催し、公的職業訓練実施状況について報告を行い、また、令和5年度岩手県地域職業訓練実施計画策定方針について協議した結果、別添のとおり承認されました。

協議会の資料等については、岩手労働局HPに掲載しています。
(議事概要は、近日中に掲載予定。)

(参考) 地域職業能力開発促進協議会について

令和4年10月1日に施行した改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会であり、地域の関係者に参画いただき、デジタル化など、地域のニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証をしっかりと行い、訓練内容の改善を図ることなどを行うこととしています。



令和5年度 岩手県地域職業訓練実施計画策定方針

項 目	令和4年度 岩手県地域職業訓練計画策定方針	令和5年度 岩手県地域職業訓練計画策定方針
公共職業訓練（離職者訓練）		
対象者数・就職率目標	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内訓練：368人 ・委託訓練：1,620人 うち長期高度人材育成コース 52人 うち日本版デュアルシステム 105人 ・就職率目標：施設内訓練80% 委託訓練75% 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内訓練：368人 ・委託訓練：1,550人 うち長期高度人材育成コース 52人 うち日本版デュアルシステム 75人 ・就職率目標：施設内訓練80% 委託訓練75%
求職者支援訓練		
訓練規模・就職率目標	<ul style="list-style-type: none"> ・認定上限値 870人 うち就職氷河期対策実施分及び短期・短時間特例訓練実施分157人以上 ・雇用保険適用就職率目標：基礎コース 58% 実践コース 63% 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定上限値 870人 うち就職氷河期対策実施分及び短期・短時間特例訓練実施分258人以上 厚労省からの配分案 ・雇用保険適用就職率目標：基礎コース 58% 実践コース 63%
基礎と実践の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎コース30%（261人） ・実践コース70%（609人） 	昨年と同等
実践コースの重点 （全国共通分野）	<ul style="list-style-type: none"> ・実践コース 訓練認定規模の70%（609人） うち全国共通分野 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護系 20%（122人） ・ 医療事務系 10%（61人） ・ デジタル系 15%（91人） ・ その他 55%（335人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践コース 訓練認定規模の70%（609人） うち分野別は昨年度と同等 ただし、デジタル分野は100人 厚労省からの配分案
新規参入の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎コース 上限値 30%（78人） ・実践コース 上限値 30%（182人） 	昨年と同等
地域二一ズ枠	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡地域、その他の内陸地域、沿岸地域間における基礎コースの割合を各3分の1とする。 	昨年と同等

別添

岩手県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

岩手労働局及び岩手県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う岩手県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 設置主体

岩手労働局及び岩手県

3 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- (1) 岩手労働局
- (2) 岩手県
- (3) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- (4) 労働者団体
- (5) 事業主団体
- (6) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- (7) 学識経験者
- (8) その他関係機関が必要と認める者

4 任期

協議会委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

6 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

8 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

9 事務局

協議会の事務局は、岩手労働局職業安定部に置く。

10 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月2日から施行する。

岩手県地域職業能力開発促進協議会委員名簿

区分	氏名	所属
有識者	○ 河合 豊 カワイ 豊	国立大学法人岩手大学人文社会科学部
産業界	鈴木 圭 スズキ ケイ	日本労働組合総連合会 岩手県連合会
	藤田 芳男 フジタ ヨシオ	一般社団法人岩手県経営者協会
	瀬川 浩昭 セガワ ヒロアキ	岩手県中小企業団体中央会
	菊池 透 キクイ トオル	岩手県商工会議所連合会
	熊谷 敏裕 クマガイ トシヒロ	岩手県商工会連合会
教育訓練 機関等	古沢 隆之 フルザワ タカユキ	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部
	鈴木 一史 スズキ カズシ	岩手県職業能力開発協会
	児玉 義輝 コダマ ヨシテル	一般社団法人岩手県専修学校各種連合会
	黒川 広美 クロカワ ヒロミ	一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会
職業紹介 事業者	高橋 宏昇 タカハシ コウセイ	ジョブカフェいわて
行政機関	四戸 克枝 シノヘ カツエ	岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室
	稲原 俊浩 イナハラ トシヒロ	岩手労働局

※○は会長

参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
 - 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
 - 三 労働者団体
 - 四 事業主団体
 - 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
 - 六 学識経験者
 - 七 その他関係機関が必要と認める者
- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

都道府県労働局 都道府県 公共職業能力開発施設を設置する市町村
職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
労働者団体 事業主団体 職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
学識経験者
その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

.....主催

